

# **令和 8 年度税制改正に関する要望**

**令和 7 年10月**

**全国町村議会議長会**



# 令和8年度税制改正に関する要望

令和7年10月  
全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- 2 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 3 地方税は、地域偏在性の小さい税目構成とすること。
- 4 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
- 5 個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、必要な安定財源を確保すること。
- 6 道府県民税利子割による税収を本来あるべき税収帰属地に帰属させるため、地方団体間における清算制度を導入するなどの是正措置を早急に講じること。
- 7 固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税される基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。
- 8 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の税負担軽減措置等を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。  
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理

化を図ること。

- 9 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中で、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の移動手段として不可欠な自動車の利用実態を考慮すること。
- 10 ガソリンの暫定税率の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、財源論なき減税が行われることがないよう、地方の減収に対して代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくこと。
- 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を確保・充実すること。
- 12 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 13 ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、道路整備や環境対策など、同市町村の行政サービスと密接な関係を有し、極めて貴重な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。
- 14 市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源であることを踏まえ、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。
- 15 電気・ガス供給業等に係る法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

- 16 地方税の手続きのデジタル化や基幹税務システムの標準化に当たっては、町村の意見を十分に踏まえて進めるとともに、地方独自に行う取組を含めて、人的・技術的・財政的支援を講じること。
- 17 地方拠点強化税制については、適用期限を延長するとともに、支援対象や雇用促進税制の税額控除等の拡充を図ること。
- 18 森林環境譲与税については、配分の在り方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。
- 19 消費税・地方消費税は、地方財政にとって重要な役割を担っているため、引き続き確保すること。
- 20 福島復興再生特別措置法に基づく風評対策に係る課税の特例措置の適用期限を延長すること。
- 21 国際観光旅客税については、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。
- 22 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。
- 23 農林漁業用A重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。
- 24 除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。